

「第20回 ダイエット&ビューティーフェア2021」 和歌山県ブース等企画運営委託業務に係る企画プロポーザル実施要領

1 趣 旨

和歌山県では、「ダイエット&ビューティーフェア2021」に出展する和歌山県ブースにおいて、より効果的な企画と効率的な運營業務を実施するため、企画運営委託事業者をプロポーザル方式により選定する。

2 「ダイエット&ビューティーフェア2021」の概要

- (1) テーマ：「女性の健康」・「美ボディメイク」を応援する商品等の美容ビジネス活性化
- (2) 期 間：令和3年9月13日（月）～15日（水）3日間
- (3) 場 所：東京ビッグサイト青梅展示棟A・B（東京都江東区青海1-2-33）
- (4) 会場構成：「ダイエット&ビューティ」・「アンチエイジング」・「SPA & ウェルネス」の3ゾーン構成（約300社想定）
- (5) 主 催：インフォーマ マーケッツ ジャパン株式会社
- (6) 来場者等：前回実績：12,805人/3日間、252社出展

3 和歌山県ブース出展の目的

首都圏での集客力に優れた標記イベントに出展し、和歌山県が新たに取組を進める県産品の機能性成分を有する食材を活用のうえ「おいしく食べて美しくなる」をテーマとする商品展開に意欲的な県内食品事業者が集まってPRを行うことで、来場者に向けて県産食品の機能性に関する情報等を積極的かつ効果的に発信するとともに商品の販路拡大を目指す。

4 委託業務の内容

- (1) 「和歌山県ブース」の出展・運営準備
- (2) 「和歌山県ブース」の装飾及び運営
- (3) 「和歌山県ブース」への集客及び商談数向上のための企画立案及び実施
- (4) 「ビジネスチャンスセミナー」におけるPRイベントの企画調整及び運営（詳細は別添仕様書のとおり）

5 委託上限額

金3,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

6 委託業者の選定

(1) 選定方法

上記委託業務に係る企画提案書の提出とプレゼンテーションによるプロポーザル方式

(2) 参加の資格要件

参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

ア 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき、競争入札参加資格者名簿の営業種目の大分類が「10 企画・広告・手配」、小分類が「4 大会・イベント企画運営」に登載されている者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。

ウ 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者。

エ 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員等と密接な関係を有する者（第10条において「暴力団関係者等」という。）に該当しない者、又は禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのない者である者に該当しない者。

オ 過去5年間に、国、地方公共団体等と、産品をPR又は販売するイベント業務の契約を

締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者。

カ 食品流通課の要請に応じて、速やかに対応することが可能な者。

キ 主催者及び県ブース出展者等関係者と緊密に連絡調整をとれる体制を整えている者。

【参考】役務競争入札参加資格者名簿（審査申請）について

当該プロポーザル審査会に参加する条件の一つとして、4 委託業者の選定（2）参加の資格要件に記載のとおり、競争入札参加資格者名簿の営業種目の大分類が「10 企画・広告・手配」、小分類が「4 大会・イベント企画運営」に登載されている必要がある。

役務競争入札参加資格審査の申請様式・要綱等については、下記 URL（担当課：総務事務集中課）を参照すること。

（例）令和 3 年 4 月 30 日までに受付を完了したものは、令和 3 年 6 月 1 日から有効になる。

※提出期限に間に合わなかった場合や申請書類の不備等により提出期限までに全ての書類が揃わなかった場合は、翌月審査となるため、登録までのスケジュールには留意すること。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/120200/ekimu/sikaku/index.html>

7 手続き等に関する事項

（1）スケジュール

実施要領等に関する質問書受付締切	令和 3 年 4 月 26 日（月）
参加申込書受付締切	令和 3 年 5 月 14 日（金）
企画提案書受付締切	令和 3 年 5 月 27 日（木）
審査会	令和 3 年 6 月 4 日（金）
審査結果の通知	令和 3 年 6 月中旬予定

（2）実施要領等に関する質問書の受付及び回答

ア 質問書受付期間

令和 3 年 4 月 26 日（月） 17 時まで

イ 質問書提出方法

質問事項がある場合は、実施要領等に関する質問書（別紙様式 1）を FAX または電子メールにより「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」あてに提出する。

なお、下記に係る質問については受け付けない。

- ・電話や来訪による口頭での質問
- ・提案書の具体的な記載方法、記載内容及び審査基準についての質問

※メールで提出する場合は、タイトル（件名）を「ダイエット&ビューティーフェア 和歌山県ブース企画運營業務企画プロポーザル質問」とすること。

ウ 回答

回答については、質問者に対し FAX または電子メールにより連絡するほか、必要に応じて和歌山県庁食品流通課ホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/071700/index.html>）上に回答を掲載する。

（3）参加申込書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、以下の書類を提出すること。

ア 提出書類

- ・「参加申込書」（別紙様式 2）
- ・「会社概要及び類似事業受注実績」（別紙様式 3）
- ・「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書」の写し

イ 提出部数

各書類 1 部

ウ 提出期限等

提出期限：令和 3 年 5 月 14 日（金） 17 時まで（必着）

提出先：「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」あて

提出方法：直接持参、又は郵送すること

- ・直接持参の場合の受付時間は、土日・祝日を除く平日の9時から17時45分までとする。（締切日は17時まで）
- ・郵送の場合は、書留必着とする。

(4) 企画提案書の提出

上記(3)の参加申込書を提出した者は、事前に次のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

- ・企画提案書（様式自由）

用紙は日本産業規格A4とし、当要領「4 委託業務の内容」に関する事項は必ず盛り込むこと。

- ・見積書（様式自由）※あて名は和歌山県知事とする。

委託業務仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とする。なお、見積書には積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。

イ 提出部数

企画提案書、見積書ともに6部（正本1部、副本5部）

ウ 提出期限等

提出期限：令和3年5月27日（木） 17時まで（必着）

提出先：「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」あて

提出方法：直接持参、又は郵送すること

- ・直接持参の場合の受付時間は、土日・祝日を除く平日の9時から17時45分までとする。（締切日は17時まで）
- ・郵送の場合は、書留必着とする。

エ 留意事項

(ア) 上記ア「企画提案書」の内容については、契約候補者を選定するためのものであり、提案書どおりに実施するものではなく、県との協議により、実施内容を決定する。

(イ) 上記ア「見積書」の経費等の金額については、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

(ウ) 審査会において、企画提案書等を使用してプレゼンテーションを実施すること。

(エ) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う自粛要請等が行われている場合にはWEBを活用した審査会に変更するなど社会情勢に応じた対策を実施することがある。

(5) 企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・実施要領に違反すると認められる場合
- ・その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 複数提案の禁止

提案（デザイン・配色・内容等）は1種類のみとし、複数の企画提案書の提出はできないものとする。

エ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

オ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

カ その他

提案者は企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。
また、提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

8 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された審査会が行う。

なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を審査、採点し、審議のうえ契約候補者を選定する。

(2) 審査会

ア 開催日時・場所

令和3年6月4日（金）午後予定
和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通一丁目1番地）
（時間については提案者に別途通知します）

イ 企画提案の所要時間

各参加者30分程度（プレゼンテーション20分・質疑10分）とする。

ウ 注意事項

提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはしない。

(3) 審査項目及び審査内容

提案された業務内容について、下記審査項目に基づき審査、採点し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。ただし、最高点の者が複数の場合は委員により組織された審査会において合議により決定する。また審査結果は、選定後、速やかに参加者に書面で通知する。なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

（審査項目）

- ・ 県ブース装飾及び小間配置
（和歌山らしさ、イベントテーマとの統一感、ブースの一体感、商談しやすく立ち寄りやすい小間配置など）
- ・ 運営体制の確保
（連絡調整、人員、推進スケジュールなど）
- ・ 「ビジネスチャンスセミナー」でのPRイベント企画
（機能性食材等のPR、県ブースへの誘導など）
- ・ 費用
（見積り内容及び積算の適正など）

(4) 契約の締結

ア 契約候補者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。
仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、契約候補者と県との協議により最終的に決定する。

イ 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

(5) 留意事項

- ア 委託先として選定した事業者を食品流通課ホームページへ公表する。
- イ 本委託業務の成果物の著作権については、すべて県に帰属するものとする（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）。著作者人格権についてはこれを行使しないものとする。また、県から提供するデータ以外の著作権の使用は、受託者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。

9 企画書作成に関する留意事項

(1) 設営及び撤去等に日時について

現時点では詳細が示されていないため、昨年度を参考として次のスケジュールを想定。

- ・施工 9/11（土）18:00～
- ・搬入・装飾 9/12（日）8:00～20:00
- == 9/13～15 ビューティフェア ==
- ・搬出・撤去 9/15（水）17:00～22:00

(2) 和歌山県内事業者の出展社数について

現時点では出展者を募集中です。昨年度実績の6社を想定した企画としてください。

(3) ブースの形状等について

小間提供に係る基本装飾については、主催者からはスペース渡しとなる予定であるため、提案時には基本的に全ての物品を企画に含めるとともに、出展にあたり最低限不足する次のものを基本に、円滑で効果的なPR・商談に要する物品を備えた企画にしてください。

また、高さについては、和歌山県ブースは4小間以上出展につき6m以内となります。

なお、隣接小間からは1m以上離す必要があるためご留意願います。

- ・スポットライト、カーペット装飾、展示台（収納付）、社名板 一式
 - ・各小間内への500W程度の容量を確保したコンセント
 - ・有料ストックルーム「2m×3m×2.7m」【40,000円（税抜）】（予定）1部屋の確保
- ※追加什器は出展事業者の負担とするが、必要最低限の環境設備を整えること。
※各出展事業者の商品を効果的に訴求でき、個別商談に配慮した小間とすること。

(4) 出展事業者からの負担金徴収額について

6社（1小間：2社、1/2小間：4社）が出展（初回出展）した想定で、合計400,000円を収入として計上してください。

10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

和歌山県農林水産部農林水産政策局 食品流通課 生産者支援班 堺田

（〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 県庁東別館5階）

TEL：073-441-2814

FAX：073-432-4161

E-mail：sakaida_a0001@pref.wakayama.lg.jp